

平成二十四年五月十七日付け広島県報（定期）第三十八号に登載の広島県告示第四百七十七号（指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知）の一部を次のように訂正する。

農林水産局森林保全課長

ページ	行	誤	正
一	一三	変更しない。	(一) 主伐に係る伐採種は、定め ない。 (二) 主伐として伐採をすること ができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。 (三) 間伐に係る森林は、次のと おりとする。